

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日

早島町では対象業者を一括で更新手続きをさせていただくため、
有効期間内で別途更新期間を設けます。初回更新については、
更新期間前に再度対象業者に通知いたしますので、ご確認お願いします。

- 指定更新の要件は 水道法第25条の3(指定の基準) を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・主任技術者証の写し
- ・指定工事事業者証の写し
- ・指定更新時確認事項(4項目確認)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた、事業の基準及び運営についての確認
- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
 - iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
 - iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

更新手数料：10,000円（早島町水道使用条例第28条）

◇更新申請についてのお問い合わせ先
早島町上下水道課 TEL:086-482-0617